

## 船舶所有者の事業におけるメリット制の適用について

## 1 メリット制の適用

労災保険制度におけるメリット制は、連続する三保険年度間における収支実績を評価して、翌々年度の労災保険率を増減させるという制度である。

船舶所有者の事業にあつては、船員保険から労災保険制度に統合されて平成 24 年度をもって 3 力年が経過することから、平成 26 年度より初めてメリット制が適用されるため、所要の省令整備を行うもの。

## 2 メリット収支率算定の際の分母の調整

当該事業場の連続する三保険年度間における業務災害に対して支払われた保険給付及び特別支給金の額\*

(※ 年金については、労基法による給付（一時金）相当額)

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{当該事業場の連続する三保険年度間における業務災害に対して支払われた保険給付及び特別支給金の額}^*}{\text{当該事業場の当該三保険年度間における} \times \text{第 1 種調整率}} \times 100$$

(※ 年金については、労基法による給付（一時金）相当額)

(※ 第 1 種調整率：保険料額（非業務災害分を除く）)

## (1) メリット収支率の算定

メリット制の適用は、上記計算式により算出された収支率に基づき保険料を増減させる。

メリット収支率の算定にあたり分子にくる保険給付額は、将来にわたって給付する年金給付について労基法による給付（一時金）に相当する額のみ計上して算出する。このため、分母にくる保険料額はそれに対応する調整係数を掛けることによりその額を求めている（徴収則第 19 条の 2）。

これが第 1 種調整率であり、労災保険全体で見て、納める保険料額の 2/3 程度が年金について上述のように調整した場合の給付額と均衡することから、2/3 すなわち「0.67」をもって第 1 種調整率としている。

## (2) 船舶所有者の事業の第 1 種調整率を「0.35」に設定

船舶所有者の事業における非業務災害分（0.6 厘）を除く労災保険率（49.4 厘）には、過去債務分の料率（23.4 厘）が含まれている。

これは船員保険時代に裁定された年金給付に必要な資金を積み立てるためのものであり、三保険年度間の災害発生状況とは無関係であるため、メリット収支率計算の分母（保険料額）から除外することとする。

この結果、上記のメリット収支率の計算式（分母の部分）において、下記の式のとおり、第 1 種調整率を「0.35」とする。

$$\text{※ 3 年間の保険料額} \times \left( 1 - \frac{23.4}{49.4} \right) \times 0.67$$

↓  
「0.35」

## (参考) — 船員保険の統合 —

船員保険の職務上疾病及び年金部分が労災保険制度に統合された際（平成 22 年 1 月から）、労災保険と船員保険の財政方式の違いにより、既裁定の年金受給者への将来給付分として保有すべき積立額が総額で 1,388 億万円不足していたことから、これを過去債務分として 35 年間かけて 23.4 厘の保険料率で償還していくこととされた。